

おくやみハンドブック

～ご遺族の方へ手続きのご案内～

この度のご親族の不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。

ご親族などがお亡くなりになった場合に、必要となる手続きに関して不安をお持ちの方は、ぜひ本庁別館1階（市民課内）の「おくやみコーナー」をご利用ください。（要予約）

同コーナーでは各種手続きを安心して進められるようサポートを行っています。

また、このハンドブックに市役所での手続きをわかりやすくまとめていますのでご活用ください。

おくやみコーナーの利用は予約が必要です。

（来庁される日の3開庁日前までにご予約ください）

場 所：鹿児島市役所 本庁舎別館1階（市民課内）

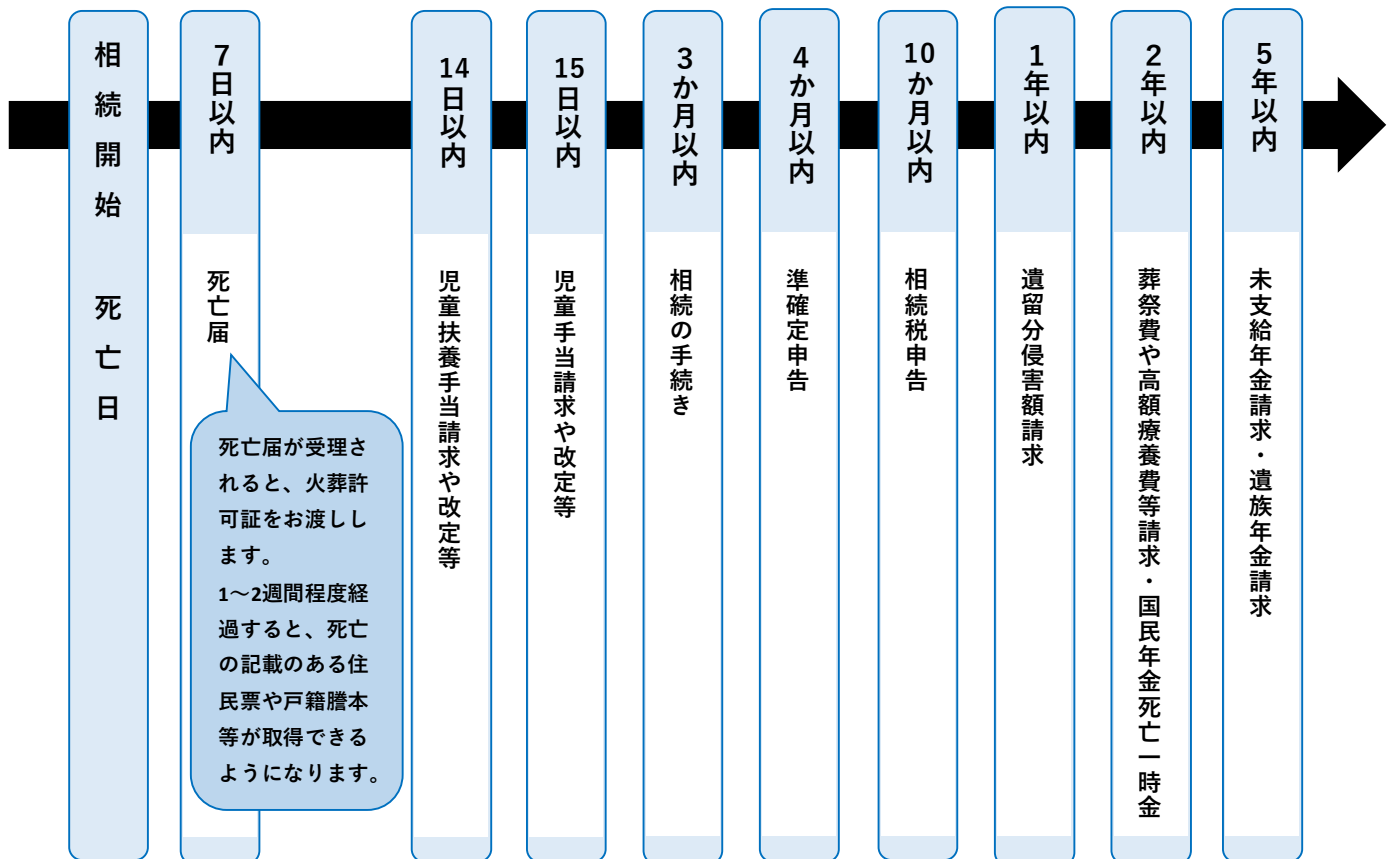
予約電話：099-216-1397

予約受付：平日 午前8時30分～午後4時まで

窓口相談：平日 午前8時50分～午後4時まで

※持参いただく主なものについては、2ページをご覧ください。

鹿児島市



もくじ

- ・ おくやみコーナーにお持ちいただく主なもの・・・P 2
- ・ 市役所での手続きチェックリスト・・・P 3
- ・ 市役所での手続き概要・・・P 7
- ・ 市役所以外での手続きのご案内・・・P 13
- ・ 本庁舎内フロアマップ・・・P 14
- ・ 本庁及び支所窓口のご案内・・・P 17
- ・ 三親等内の親族図・・・P 18
- ・ 法定相続情報証明制度・・・P 19
- ・ ご遺族メモ／故人の財産について・・・P 20
- ・ 死亡に伴うお手続きに関してよくある質問・・・P 21

おくやみコーナーにお持ちいただく主なもの

お手続きに必要なとなる主なものは、下記のとおりです。

手続きごとに必要なものが異なりますので、詳しくは3ページ以降をご確認ください。

亡くなられた方のもの

※該当する証書類が紛失などにより無い場合は、窓口でその旨お申し出ください。

- 死亡診断書の写し
- 基礎年金番号通知書（年金手帳）または年金証書
- 国民健康保険証または後期高齢者医療被保険者証及び各種認定証
- 介護保険被保険者証及び各種認定証
- 敬老パス
- 身体障害者手帳、療育手帳、重度心身障害者等医療費受給資格証、
精神障害者保健福祉手帳、友愛パス・タクシー券など
- 預貯金通帳（生前、市税の口座振替をされていた方）
- その他、市役所から交付された証書類

ご遺族のもの

- 本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）
- マイナンバーカードまたは通知カード
- 認印
- 預貯金通帳（キャッシュカード可）

（市税の口座振替廃止後、遺族の方の口座へ変更する場合、通帳印が必要です）

戸籍謄本について

各種手続きには、亡くなったことが記載された戸籍謄本等が必要になる場合があります。

本籍地が鹿児島市の方は、来庁時に戸籍謄本等の請求手続きを案内いたします。

※本籍地が鹿児島市以外の方は、本籍地のある市町村役場にお尋ねください。

注意事項

- ・ご予約いただいても、当日のご案内状況によりお待ちいただく場合もございます。
- ・手続の内容によっては、おくやみコーナーで手続が完了しない場合があります。
- ・鹿児島市以外に死亡届を提出された場合は住民票の死亡記載に日数を要する場合があります。市役所の各種手続のご案内はその後となりますのでご了承ください。

市役所での手続きチェックリスト

チェック欄	項目	内容	詳細ページ	手続き可否		
				おくやみコーナー	支所	
国民健康保険	<input checked="" type="checkbox"/>	国民健康保険証の返還	国民健康保険証の返還をする手続。	7 — A	○	○
		国民健康保険加入者の葬祭費支給	国民健康保険の加入者が死亡した場合、葬儀執行者に葬祭費を支給する手続。	7 — B	○	○
		高額療養費支給申請及び受領に関する申し立て	死亡により世帯全員の国保資格を喪失した場合、請求可能な高額療養費を相続人代表者に支給する手続。	7 — C	各課へ案内	○
		国民健康保険税還付金に係る受領申立書の提出	国民健康保険税について、還付金が発生した場合の振込先口座を登録する手続。	7 — D	—	○
		相続人代表者指定届	亡くなられた方の国保税の納税通知書の受取人等を指定する手続。	7 — E	○	—
国民年金		年金受給者の死亡届	年金受給者の死亡報告を行う手続。	8 — A	各課へ案内	○
		未支給年金の請求	まだ受け取っていない年金や、亡くなった日より後に振込みされた年金のうち、亡くなった月分までの年金について、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が受け取る手続。	8 — B	各課へ案内	○
		遺族基礎年金の請求	受給要件を満たした国民年金の被保険者（被保険者であった方）等が亡くなったときで、その方によって生計維持されていた「18歳到達年度の末日までにある子（障害の状態にある場合は20歳未満）のいる配偶者」または「子」が受け取ることができる年金を請求する手続。	8 — C	各課へ案内	○
		寡婦年金の請求	死亡日の前日において国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間および国民年金保険料免除期間が10年以上ある夫が亡くなったときに、その夫と10年以上継続して婚姻関係（事実上の婚姻関係を含む）にあり、死亡当時にその夫に生計維持されていた妻が60歳から65歳までの間受け取ることができる年金を請求する手続。	8 — D	各課へ案内	○
		死亡一時金の請求	死亡日の前日において国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けることなく亡くなったとき、その方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができる一時金を請求する手続。	8 — E	各課へ案内	○
	国民年金被保険者の種別変更届	第3号被保険者は、配偶者の死亡により扶養されなくなるため、第1号被保険者へ種別変更する手続。	8 — F	各課へ案内	○	

チェック欄	項目	内容	詳細ページ	手続き可否	
				おくやみコーナー	支所
✓	【固定資産税】 相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書	亡くなられた方が所有（相続）していた固定資産（土地、家屋）の納税通知書の受取人等を申告する手続。 ※現所有者（相続人等）の申告は義務化されています。期限内に申告をしなかった場合、10万円以下の過料を科す場合があります。 ※相続登記（法務局）や相続税（税務署）に関する手続きではございません。	8 - G	○	○
	【市県民税】 相続人代表者指定届	納税義務者が死亡された場合、死亡日以降に課税（賦課期日1月1日）される住民税及び死亡日以降に納付予定であった住民税（未納分）の納税義務は相続人に継承されます。相続人の方は「相続人代表者指定届」の提出が必要になります。（相続放棄をされる場合は家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。）	8 - H	○	○
	原動機付自転車などの名義変更・廃車の手続	原動機付自転車などの所有者の変更及び廃車する手続。	8 - I	各課へ案内	○
	軽自動車税（種別割）課税免除取消申請	知的障害者、精神障害者、18歳未満の身体障害者の方が亡くなられた場合、その方のために使用していた軽自動車の課税免除を取消す手続。	8 - J	各課へ案内	○
	死亡者口座振替廃止申請書	亡くなられた方の口座が凍結され、口座振替ができなくなるため廃止をする手続。	8 - K	○	○
	口座振替変更申請書	口座振替廃止後、亡くなられた方の口座から他の方の口座へ変更する手続。	8 - L	○	○
	鹿児島市放課後児童健全育成事業利用世帯状況変更届	保護者として登録されている対象者が死亡した場合の保護者を変更する手続。	9 - A	—	○
	こども医療費受給資格喪失届	こども医療費の受給資格を喪失する手続。	9 - B	各課へ案内	○
	母子・父子家庭等医療費受給資格喪失届	母子・父子家庭等医療費助成の受給資格を喪失する手続。	9 - C	各課へ案内	○
	児童扶養手当資格喪失届受給者死亡届兼未支払手当請求書	児童扶養手当の受給資格の喪失・未支払の手続。	9 - D	各課へ案内	○
	特別児童扶養手当資格喪失届	特別児童扶養手当の受給資格を喪失する手続。	9 - E	各課へ案内	○
	児童手当の受給者変更	旧受給者の消滅と新受給者での新規申請手続。	9 - F	各課へ案内	○
	児童手当の未支払い請求	旧受給者へ未支払い分の児童手当について請求する手続。	9 - G	各課へ案内	○
	母子父子寡婦福祉資金借受人死亡届	借受人の死亡の把握及び債務継承者の届け出を行う手続。	9 - H	各課へ案内	○
	母子父子寡婦福祉資金継続貸付申請書	借受人が死亡した場合の貸付の継続の申請を行う手続。	9 - I	各課へ案内	○
	保護者変更	保護者として登録されている対象者が亡くなられた場合に保護者を変更する手続。	9 - J	○	○
	世帯構成変更	保育所などを利用している子どもの世帯員が亡くなられた場合に変更する手続。	9 - K	○	○
	退所及び支給認定の取り消し	保育所などを利用している子どもが亡くなられた場合に行う手続。	9 - L	○	○
	敬老パスの返還	敬老パスを返還する手続。	9 - M	各課へ案内	○
	敬老パスの残額証明書の申請	敬老パスの残額が530円以上あり、払い戻しを希望される場合に残額証明書を発行する手続。	9 - N	各課へ案内	○
	紙おむつ等助成受給資格辞退届出	紙おむつ等助成受給資格認定の辞退を依頼する手続。	9 - O	○	○

チェック欄	項目	内容	詳細ページ	手続き可否		
				おくやみコーナー	支所	
後期高齢者医療	<input checked="" type="checkbox"/>	葬祭費の支給申請	葬儀執行者（喪主）に葬祭費の支給を行う手続。	9 - P	○	○
		後期高齢者医療被保険者証の返還	後期高齢者医療被保険者証を返還する手続。	9 - Q	○	○
		相続人の代表届出	高額療養費の登録口座や郵便物の送付先を変更する手続。	9 - R	○	○
		後期高齢者医療保険料還付金に係る相続人代表届の提出	後期高齢者医療保険料の還付金について、発生した場合の返金先口座を登録する手続。	9 - S	○	○
介護保険		介護保険被保険者証等の返還	介護保険被保険者証等を返還する手続。	10 - A	○	○
		高額介護サービス費等の支給申請	高額介護サービス費等を申請する手続。	10 - B	○	○
		相続人の代表届出	介護保険料還付金の口座登録や郵便物の送付先を変更する手続。	10 - C	○	○
障害者福祉		障害福祉サービス受給者証等の返還	障害福祉サービス受給者証等を返還する手続。	10 - D	○	○
		身体障害者手帳の返還	身体障害者手帳を返還する手続。	10 - E	○	○
		療育手帳の返還	療育手帳を返還する手続。	10 - F	○	○
		友愛パスの返還	友愛パスを返還する手続。	10 - G	○	○
		友愛タクシー券の返還	友愛タクシー券を返還する手続。	10 - H	○	○
		重度心身障害者等医療費受給資格証の返還	重度心身障害者等医療費受給資格証の返還、資格喪失を行う手続。（口座変更含む）	10 - I	○	○
		特別障害者手当等資格喪失届	資格喪失、未支給分を申請する手続。	10 - J	○	○
		重度心身障害者（児）紙おむつ等助成事業	資格喪失（口座変更含む）、未支給分を申請する手続。	10 - K	○	○
		身体障害者福祉電話設置事業	福祉電話を辞退する手続。	10 - L	○	○
		心身障害者扶養共済制度	加入者の死亡→死亡届と年金請求する手続。 障害者の死亡→死亡届と弔慰金請求する手続。 年金受給権者の死亡→死亡届を提出する手続。 年金管理者→死亡届と年金管理者変更届（任意）を提出する手続。	10 - M	○	○
		理髪サービス・美容サービス資格喪失手続き	資格喪失する手続。	10 - N	○	○
		人工呼吸器・酸素濃縮器使用電気料助成資格喪失手続き	資格喪失する手続。（口座変更含む）	10 - O	○	○
		寝具乾燥資格喪失手続き	資格喪失する手続。	10 - P	○	○
		精神障害者保健福祉手帳の返還	精神障害者保健福祉手帳を鹿児島県へ返還する手続。	10 - Q	○	—
	特定医療費（指定難病）受給者証の返還	特定医療費（指定難病）受給者証を鹿児島県へ返還する手続。	10 - R	○	—	

チェック欄	項目	内容	詳細ページ	手続き可否	
				おくやみコーナー	支所
✓	医師等の籍（名簿）登録抹消（消除）申請	医師等の資格を持っている方の国、県の名簿登録抹消・免許証を返納する手続。	11 - A	—	—
	医療機関（病院・診療所・助産所）の廃止の手続	医療機関（病院・診療所・助産所）を廃止する手続。	11 - B	—	—
	施術所廃止届（あん摩マッサージはりきゅう・柔道整復）	施術所を廃止する手続。	11 - C	—	—
	歯科技工所廃止届	歯科技工所を廃止する手続。	11 - D	—	—
	廃止届の提出（食品・環境関係の営業許可等）	食品関係及び環境衛生関係の営業許可事項や届出事項を廃止する手続。	11 - E	—	—
	営業許可承継届の提出	食品関係及び環境衛生関係の営業許可事項や届出事項について相続人に承継する手続。	11 - F	—	—
	市営住宅同居親族異動届	市営住宅に同居している家族が死亡した場合等に行う手続。	11 - G	各課へ案内	—
	市営住宅返還届	市営住宅を退去する手続。	11 - H	各課へ案内	—
	市営住宅入居承継承認申請書	入居名義人が死亡した場合に、同居の親族が引き続き入居を希望するときに入居を承継する手続。	11 - I	各課へ案内	—
	農地取得の届出	農地の相続等の、農地法の許可を要しない権利を取得した場合は農業委員会へ届出を行う手続。	11 - J	各課へ案内	—
	農業者年金死亡関係届出	農業者年金受給者の死亡届及び一時金・未支給年金の請求に関する届出を行う手続。	11 - K	各課へ案内	—
	市営墓地（納骨堂）使用者変更届	市営墓地（納骨堂）の使用者の死亡に伴う六親等以内の親族へ継承する手続。	12 - A	各課へ案内	—
	森林の土地の所有者届出	森林の土地の所有者の把握を行う手続。	12 - B	各課へ案内	○
	鹿児島市まごころ収集変更届出書	家庭ごみの高齢者等戸別収集サービス（まごころ収集）を中止する手続。	12 - C	—	—
	鹿児島市奨学金の奨学生死亡届	鹿児島市奨学生及び奨学生であった者が返還完了前に死亡した場合に行う手続。	12 - D	—	—
	鹿児島市入学一時金の借受人死亡届	鹿児島市入学一時金の借受人が返還完了前に死亡した場合に行う手続。	12 - E	—	—
	水道（下水道）の使用停止	使用者の死亡により、水道（下水道）の使用停止と料金を精算する手続。	12 - F	—	—
	水道（下水道）の使用者変更	使用者の死亡により、水道（下水道）の使用者を変更する手続。	12 - G	—	—
	給水装置・排水設備（所有者・使用者・管理人）異動届出書	土地・建物の売買、相続、贈与等で、給水装置・排水設備の所有者が変わったときに、新所有者の名義に変更する手続。	12 - H	—	—

市役所での手続き概要

番号	手続き	必要なもの	期限	お問い合わせ先	
国民健康保険	A	国民健康保険証の返還	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の国民健康保険証 ・申請人の本人を確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証など） 以下はお持ちの方のみ <ul style="list-style-type: none"> ・限度額適用認定証、標準負担額減額認定証 ・はり・きゅう施設利用券 ・特定疾病療養受療証 ※亡くなられた方が世帯主の場合は、同世帯の方の国民健康保険証等の訂正が必要です。	死亡から14日	国民健康保険課 Tel216-1228 または 各支所市民課・ 総務市民課
	B	国民健康保険加入者の葬祭費支給	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の国民健康保険証 ・埋火葬許可証または死亡診断書 ・申請人（葬儀執行者）の本人を確認できるもの（運転免許証など） ※代理の方が申請される場合は、委任状及び来所される方の本人を確認できるもの <ul style="list-style-type: none"> ・葬儀執行者名義の普通預金通帳（葬儀執行者以外の名義の口座へ振り込まれる場合は、振り込まれる口座名義の預金通帳） ・葬儀執行者の印鑑（葬儀執行者以外の名義の口座へ振り込まれる場合のみ） 	葬儀の日から2年	
	C	高額療養費支給申請及び受領に関する申し立て	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の国民健康保険証 ・高額療養費に係る医療費の領収書（原本）または支払証明書（原本） ・申請人の本人を確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証など） ・相続人の印鑑 ・相続人の通帳 ・相続人であることが確認できる公的な書類（戸籍等）※不要場合があります。 ・委任状（相続人以外の方が申請する場合） 	診療月の翌月から2年	
	D	国民健康保険税還付金に係る受領申立書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人の印鑑 ・振込先口座の確認できるもの（通帳、キャッシュカード等） ・相続人であることが確認できる公的な書類（戸籍等） 	還付通知送付から5年	
	E	相続人代表者指定届	<ul style="list-style-type: none"> ・来所される方の本人を確認できるもの（運転免許証など） 	速やかに	

国民年金	A	年金受給者の死亡届	<ul style="list-style-type: none"> 届出人の本人確認書類 死亡を明らかにすることができる書類（死亡診断書の写し等） 年金証書 	死亡日から10日 (国民年金は14日)	国民年金課 Tel216-1224 または 各支所市民課・ 総務市民課
	B	未支給年金の請求	<ul style="list-style-type: none"> 請求者の個人番号確認書類（マイナンバーカード等） 本人確認書類（代理人の場合、代理人の本人確認書類） 委任状（代理人の場合） 	受給権者の年金の支払日の翌月の初日から5年	
	C	遺族基礎年金の請求	<ul style="list-style-type: none"> 請求者と死亡者の続柄確認が出来る戸籍謄（抄）本等 請求者の預貯金通帳 	死亡日の翌日から5年	
	D	寡婦年金の請求	<ul style="list-style-type: none"> 生計同一関係に関する申立書（請求者と死亡者が別住所だった場合） 死亡診断書の写し（遺族基礎年金） 年金証書（年金受給者の場合） 		
	E	死亡一時金の請求	<ul style="list-style-type: none"> 基礎年金番号通知書または年金手帳 ※状況により、その他の書類等が必要な場合があります。	死亡日の翌日から2年	
	F	国民年金被保険者の種別変更届	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号確認書類（マイナンバーカード等）又は基礎年金番号がわかるもの 本人確認書類（代理人の場合、代理人の本人確認書類） 委任状（代理人の場合） 金融機関届出印（口座振替納付希望の場合のみ） 預貯金通帳（口座振替納付希望の場合） クレジットカード（クレジットカード納付希望の場合） 	死亡日の翌日から14日	

	番号	手続き	必要なもの	期限	お問い合わせ先
税金	G	【固定資産税】 相続人代表者指定届兼 固定資産現所有者申告書	<ul style="list-style-type: none"> 現所有者（相続人等）の個人番号確認書類（マイナンバーカード等） 遺言公正証書等の写し（お持ちの場合のみ） ※手続きの内容によっては資産税課または各支所税務課へ案内することもあります。	現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日まで	資産税課 Tel216-1180 または 各支所税務課
	H	【市県民税】 相続人代表者指定届	<ul style="list-style-type: none"> 身分証明証 遺言公正証書等の写し（お持ちの場合のみ） 	速やかに	市民税課 Tel216-1174 Tel216-1175 または 各支所税務課
	I	原動機付自転車などの 名義変更・廃車の手続	<ul style="list-style-type: none"> 納税義務者と繋がり確認できる戸籍（状況により） 車体の情報が分かるもの 	異動が生じた日から原則30日	市民税課 Tel216-1172 または 各支所税務課
	J	軽自動車税（種別割） 課税免除取消申請	<ul style="list-style-type: none"> 車検証 納税義務者のマイナンバーカード ※手続きが必要か事前にお問い合わせください	できるだけ速やかに	各支所税務課
	K	死亡者口座振替廃止申請書	<ul style="list-style-type: none"> 納税通知書（納税義務者名、整理番号及び登録口座情報を確認できるもの。）等 	できるだけ速やかに	納税課 Tel216-1190 または 各支所税務課
	L	口座振替変更申請書	<ul style="list-style-type: none"> 納税通知書（納税義務者名、整理番号及び登録口座情報を確認できるもの。）等 預金通帳（キャッシュカード可） 通帳使用印 	できるだけ速やかに	各支所税務課

こども福祉	番号	手続き	必要なもの	期限	お問い合わせ先
	A	鹿児島市放課後児童健全育成事業利用世帯状況変更届	—	速やかに	こども政策課 Tel216-1259
	B	こども医療費受給資格喪失届	・受給者証	速やかに	こども福祉課 Tel216-1260 Tel216-1261 または 各支所福祉課
	C	母子・父子家庭等医療費受給資格喪失届	・普通預金通帳（受給者死亡の場合児童名義のもの）		
	D	児童扶養手当資格喪失届受給者死亡届兼未支払手当請求書			
	E	特別児童扶養手当資格喪失届	・新受給者となる方の普通預金通帳 ・保険証（新受給者が国家公務員共済組合、日本郵政共済組合等の旧共済年金の方のみ）	死亡から15日	※東桜島総務市民課についてはお手続き前にお問い合わせください
	F	児童手当の受給者変更			
	G	児童手当の未支払い請求			
	H	母子父子寡婦福祉資金借受人死亡届	・死亡診断書又は除籍された戸籍謄本		
	I	母子父子寡婦福祉資金継続貸付申請書	・新借受人の普通預金通帳		
	J	保護者変更	・支給認定証（※交付されている場合）	速やかに	保育幼稚園課 Tel216-1258 または 各支所福祉課
	K	世帯構成変更			
L	退所及び支給認定の取り消し				

高齢者福祉	番号	手続き	必要なもの	期限	お問い合わせ先
	M	敬老パスの返還	・敬老パス （紛失されている場合は不要）	できるだけ速やかに	長寿支援課 Tel216-1267 または 各支所福祉課
	N	敬老パスの残額証明書の申請			
O	紙おむつ等助成受給資格辞退届出	—	速やかに		

後期高齢医療	番号	手続き	必要なもの	期限	お問い合わせ先
	P	葬祭費の支給申請	・後期高齢者医療保険証 ・葬儀執行者（喪主）の通帳	死亡から2年	長寿支援課 Tel216-1268 または 各支所福祉課
	Q	後期高齢者医療被保険者証の返還	・後期高齢者医療被保険者証		
	R	相続人の代表届出	・相続人の通帳 ・死亡者との関係がわかる公的な書類（戸籍等）		
S	後期高齢者医療保険料還付金に係る相続人代表届の提出	・相続人の印鑑 ・相続人の通帳 ・死亡者との関係がわかる公的な書類（戸籍等）			

	番号	手続き	必要なもの	期限	お問い合わせ先
介護保険	A	介護保険被保険者証等の返還	・介護保険被保険者証等の各証書	速やかに	介護保険課 庶務係 Tel216-1277 または 各支所福祉課
	B	高額介護サービス費等の支給申請	・相続人の印鑑 ・相続人の通帳 ・相続人であることが確認できる公的な書類（戸籍等）	サービス利用月の翌月から2年	介護保険課 給付係 Tel216-1280 または 各支所福祉課
	C	相続人の代表届出			介護保険課 保険料係 Tel216-1279 または 各支所福祉課

	番号	手続き	必要なもの	期限	お問い合わせ先		
障害者福祉	D	障害福祉サービス受給者証等の返還	・障害福祉サービス受給者証 ・通所受給者証 ・地域生活支援事業受給者証	できるだけ速やかに	障害福祉課 Tel216-1273 または 各支所福祉課		
	E	身体障害者手帳の返還	・身体障害者手帳				
	F	療育手帳の返還	・療育手帳				
	G	友愛パスの返還	・友愛パス(紛失されている場合は不要)				
	H	友愛タクシー券の返還	・友愛タクシー券 (紛失されている場合は不要)				
	I	重度心身障害者等医療費受給資格証の返還	・受給資格証 ・届出人の印鑑 ・代表相続人の通帳				
	J	特別障害者手当等資格喪失届	・未支払請求の場合は請求者の通帳				
	K	重度心身障害者（児）紙おむつ等助成事業	・届出人の印鑑 ・代表相続人の通帳				
	L	身体障害者福祉電話設置事業	—			速やかに	※東根島総務市民課についてはお手続き前にお問い合わせください
	M	心身障害者扶養共済制度	・加入者の死亡→加入者の住民票の除票、障害者と年金管理者の住民票、死亡診断書、振込先のわかるもの ・障害者の死亡→加入者の住民票、障害者の住民票の除票、振込先のわかるもの ・年金受給権者の死亡→死亡届 ・年金管理者→死亡届と年金管理者変更届（任意）			速やかに（届け出が遅れると戻入が発生することがあるため）	
	N	理髪サービス・美容サービス資格喪失手続き	—				
	O	人工呼吸器・酸素濃縮器使用電気料助成資格喪失手続き	・届出人の印鑑 ・代表相続人の通帳	速やかに			
	P	寝具乾燥資格喪失手続き	—				
	Q	精神障害者保健福祉手帳の返還	・精神障害者保健福祉手帳		保健支援課 Tel803-6929		
R	特定医療費（指定難病）受給者証の返還	・特定医療費（指定難病）受給者証					

	番号	手続き	必要なもの	期限	お問い合わせ先
生活衛生	A	医師等の籍（名簿）登録抹消（消除）申請	・死亡日が記載された戸籍抄（謄）本（原本） ・資格免許証	死亡の翌日から30日	生活衛生課 医務薬務係 TEL803-6881
	B	医療機関（病院・診療所・助産所）の廃止の手続	—	事実発生日から10日	
	C	施術所廃止届（あん摩マッサージはりきゅう・柔道整復）	—	事実発生日から10日	
	D	歯科技工所廃止届			
	E	廃止届の提出（食品・環境関係の営業許可等）	・届出済証（理・美・クリーニング所のみ）	旅館業の許可：廃止後10日 公衆浴場業の許可：廃止後10日	生活衛生課 食品衛生係 TEL803-6885
	F	営業許可承継届の提出	・届出済証（理・美・クリーニング所のみ） ・戸籍謄本 ・同意書（相続人が2人以上の場合）	旅館業の許可：死亡から60日 温泉公共利用許可：死亡から60日	

	番号	手続き	必要なもの	期限	お問い合わせ先
市営住宅	G	市営住宅同居親族異動届	※届出をされる世帯によって、必要なものが異なるため、住宅センター窓口（本庁東別館4階）で説明します	異動が生じてから速やかに	住宅センター TEL808-7502
	H	市営住宅返還届		退去予定日の10日前まで	
	I	市営住宅入居承継承認申請書		事実の発生日後30日	

	番号	手続き	必要なもの	期限	お問い合わせ先
農地	J	農地取得の届出	—	権利取得後概ね10か月	農業委員会事務局 TEL216-1466
	K	農業者年金死亡関係届出		死亡後遅滞なく	

	番号	手続き	必要なもの	期限	お問い合わせ先
墓地	A	市営墓地（納骨堂）使用者変更届	※お客様によって必要な戸籍謄本等が異なりますので環境衛生課にお越しくささい。		環境衛生課（本庁） Tel216-1301 環境衛生課（谷山分室） 269-8463

	番号	手続き	必要なもの	期限	お問い合わせ先
山林	B	森林の土地の所有者届出	<ul style="list-style-type: none"> ・当該土地の位置を示す地図 ・当該土地の登記事項証明書 	所有者となった日から90日	生産流通課 Tel216-1341 谷山農林課 Tel269-8484 喜入農林事務所 Tel345-3761 吉田農林事務所 Tel294-1217 松元農林事務所 Tel278-5429 郡山農林事務所 Tel298-4861

	番号	手続き	必要なもの	期限	お問い合わせ先
清掃	C	鹿児島市まごころ収集変更届出書	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡日の記載等（利用者氏名・住所） 	速やかに	清掃事務所 Tel238-0201 南部清掃工場 Tel261-5588

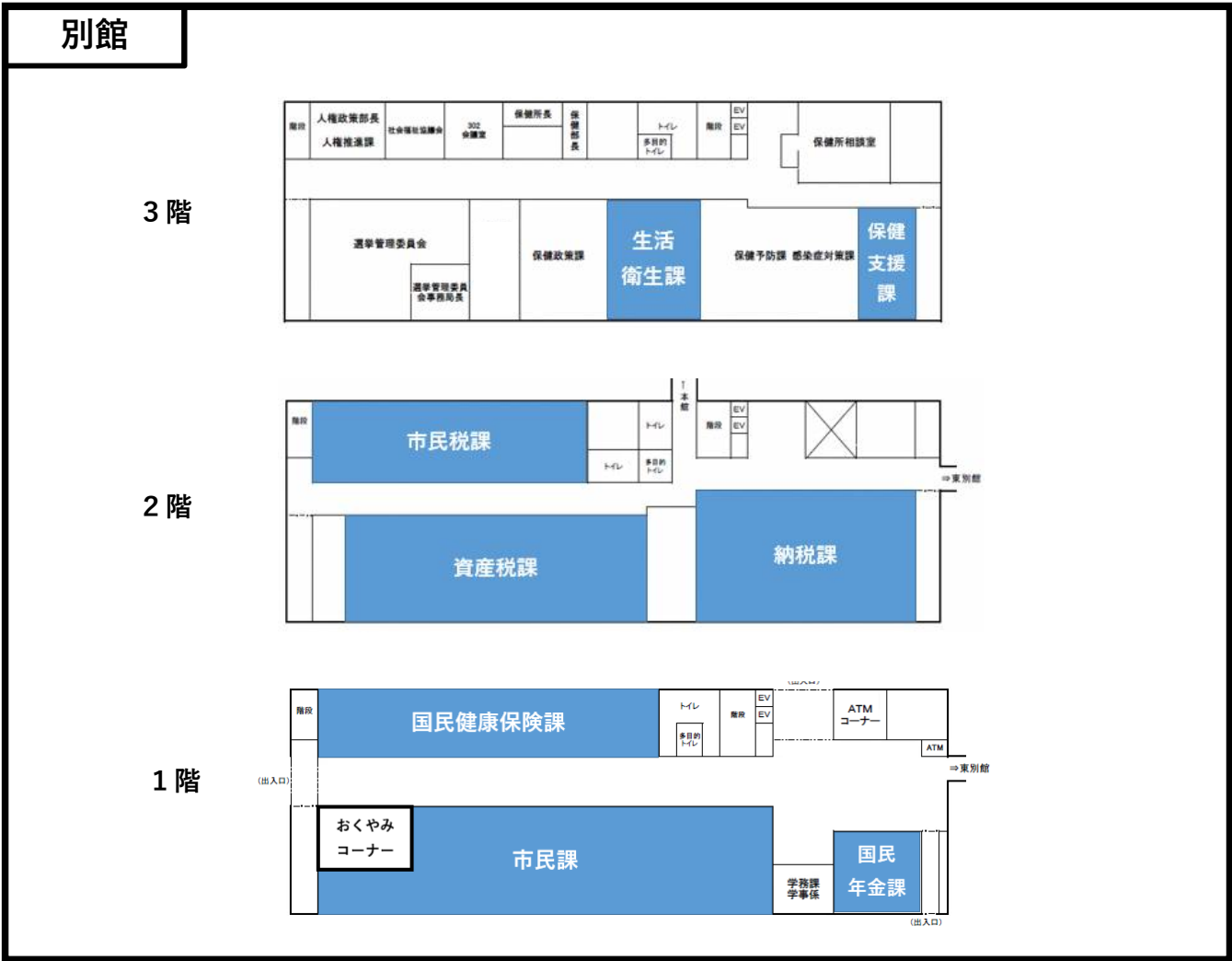
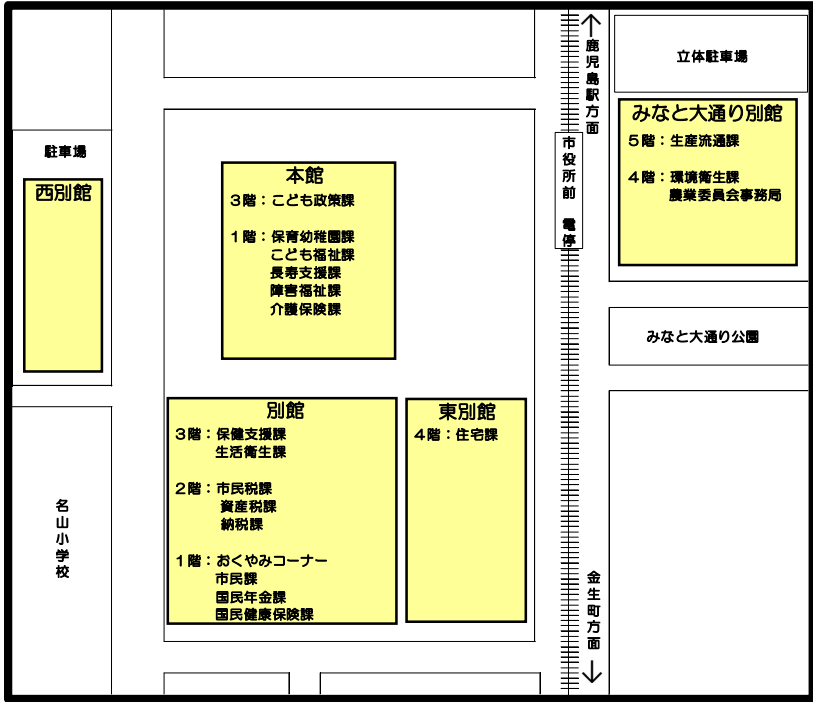
	番号	手続き	必要なもの	期限	お問い合わせ先
教育	D	鹿児島市奨学金の奨学生死亡届	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍抄本 ・奨学金借用証書（奨学生が死亡した時） 	速やかに	教委総務課 Tel227-1992
	E	鹿児島市入学一時金の借受人死亡届	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍抄本 ・入学一時金借用証書（借用証書を提出していない者に限る） 		

	番号	手続き	必要なもの	期限	お問い合わせ先
水道	F	水道（下水道）の使用停止	—	速やかに	水道局 お客様料金センター Tel812-6171
	G	水道（下水道）の使用変更			
	H	給水装置・排水設備（所有者・使用者・管理人）異動届出書	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑（所有者本人が自署の場合は不要） ・所有権の確認ができる書類（土地・家屋の登記事項証明等の写し） 	所有者の変更から速やかに	給排水設備課 Tel213-8521

市役所以外での手続きのご案内

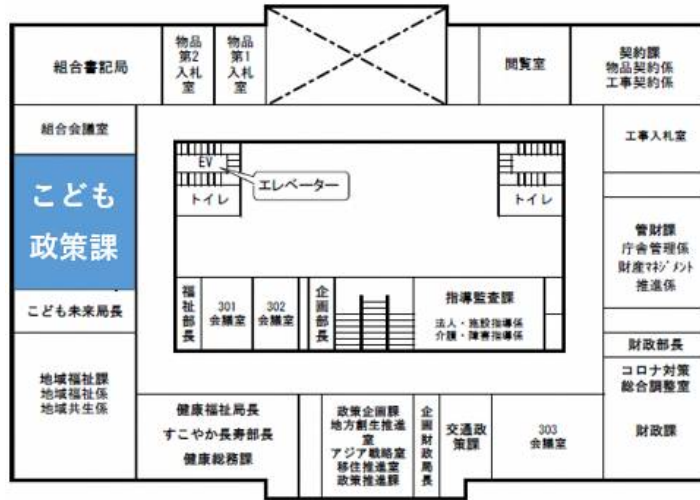
項 目	手続き先	お問い合わせ
国民健康保険、後期高齢者医療制度以外の健康保険に加入していた方の葬祭費の支給	加入していた健康保険	※保険証記載の保険者連絡先へ
厚生年金の受給者が死亡した場合の年金の手続	年金事務所 ※市役所国民年金課で手続が可能な場合があります	鹿児島北年金事務所 099 (225) 5311 鹿児島南年金事務所 099 (251) 3111
共済年金の受給者が死亡した場合の年金の手続	それぞれの共済事務局 ※市役所国民年金課や年金事務所で手続が必要な場合があります	※各々の加入先へ
パスポート	かごしま県民交流センターパスポート窓口	かごしま県民交流センター パスポート窓口 099 (221) 6611
運転免許証	交通安全教育センター、最寄りの警察署ほか	鹿児島県交通安全教育センター 099 (266) 0111
軽自動車や小型二輪等の名義変更・廃車の手続	お住まいの地域の軽自動車検査協会、運輸支局	軽自動車検査協会鹿児島事務所 050 (3816) 1761 鹿児島運輸支局 050 (5540) 2089
相続登記相談・手続	不動産がある地域を管轄する法務局	鹿児島地方法務局 099 (259) 0682 鹿児島県司法書士会 099 (256) 0335
預金・保険・証券などの相続	お取引のあった金融機関、保険・証券会社など	※各々のお取引先へ
電気・ガスの使用や料金振替口座	お取引のあった供給会社	※各々のお取引先へ
電話・インターネット	契約している電話、インターネット接続会社	※各々の契約先へ
NHK受信料など	NHK放送局	NHK鹿児島放送局総合案内 099 (805) 7070
クレジットカード、会員カード	お取引のあったカード会社、取扱店など	※各々のお取引先へ

本庁舎内フロアマップ

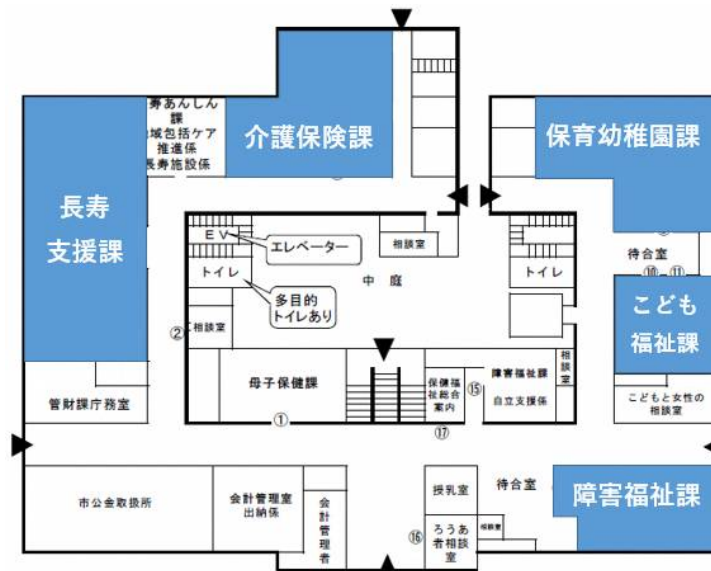


本館

3階

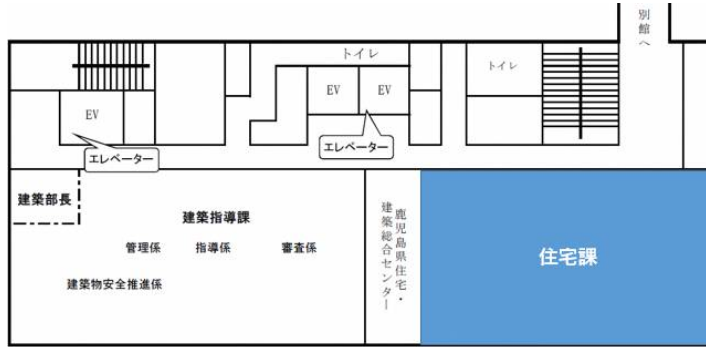


1階



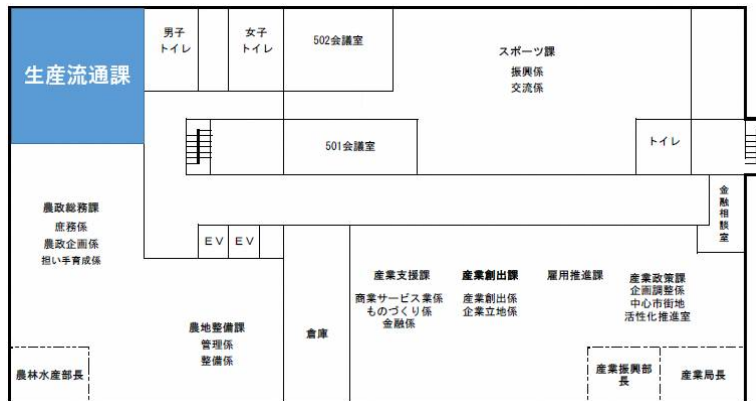
東別館

4階

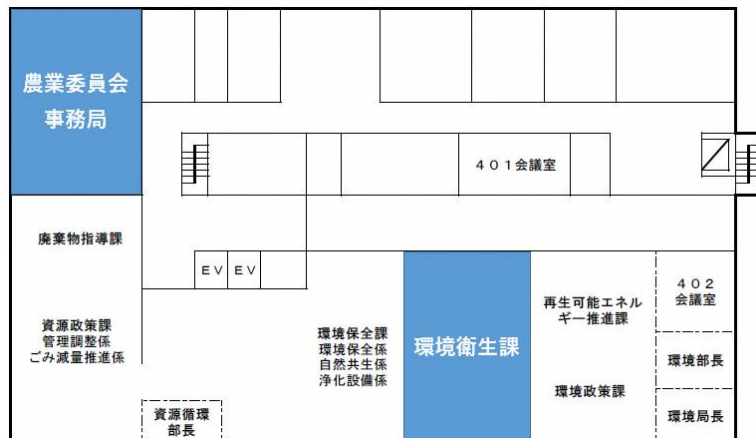


みなと大通り別館

5階



4階



本庁及び支所のご案内

鹿児島市役所本庁
 〒892-0877
 山下町11-1
 TEL 224-1111(代表)
 TEL 808-3333
 (サンサンコールかきしん)
 受付時間 8時30分～17時15分
 休日 土曜日、日曜日、休日、
 12月29日～1月3日

谷山支所
 〒891-0194
 谷山中央4丁目4927
 TEL 269-2111
 FAX 260-4411

伊敷支所
 〒890-0008
 伊敷5丁目15-1
 TEL 229-2111
 FAX 229-6894

吉野支所
 〒892-0871
 吉野町3256-3
 TEL 244-7111
 FAX 243-0816

吉田支所
 〒891-1392
 本城町1696
 TEL 294-2211
 FAX 294-3352

喜入支所
 〒891-0203
 喜入町7000
 TEL 345-1111
 FAX 345-2600

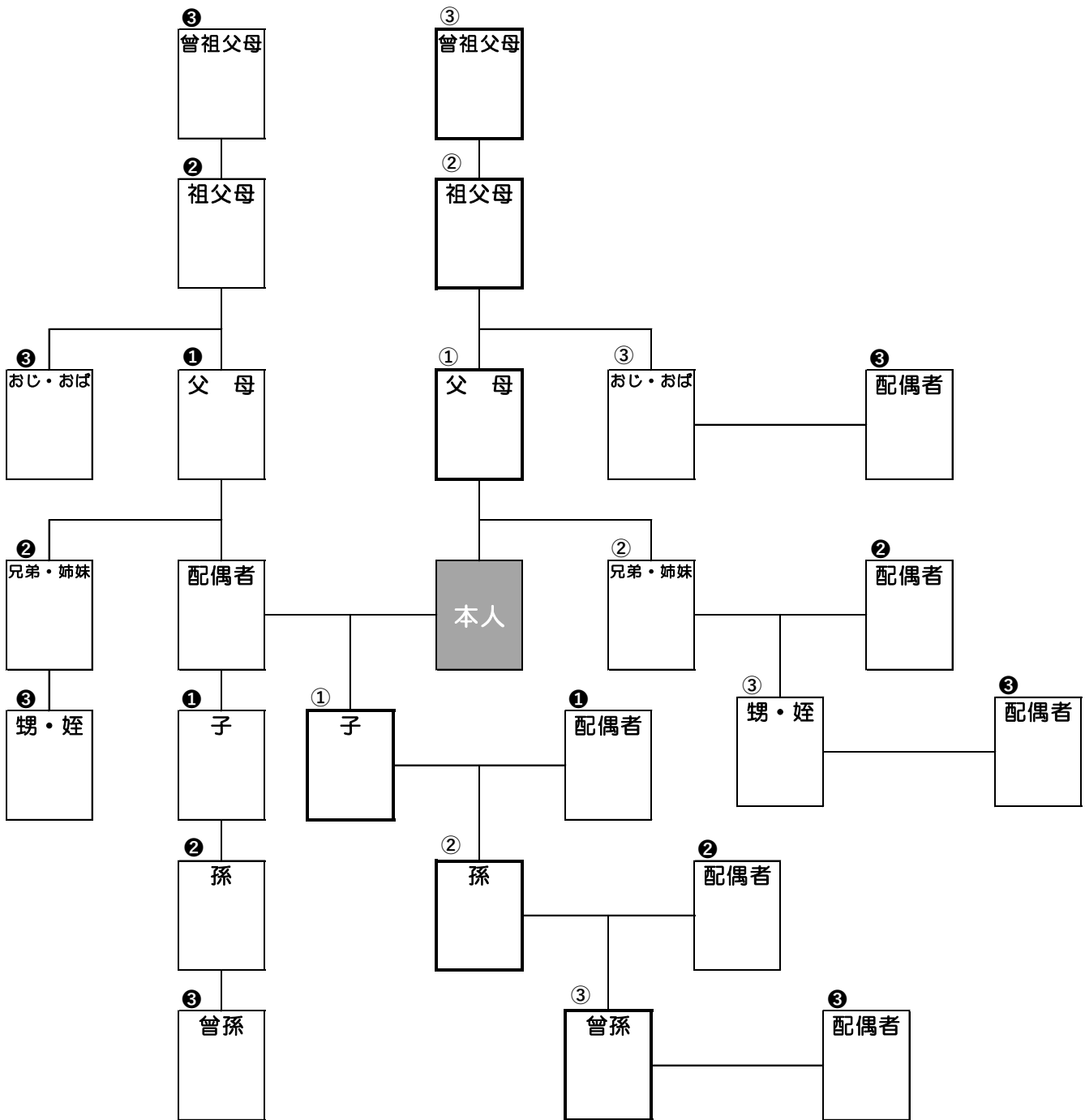
松元支所
 〒899-2792
 上谷口町2883
 TEL 278-2111
 FAX 278-4097

郡山支所
 〒891-1192
 郡山町141
 TEL 298-2111
 FAX 298-2835

桜島支所
 〒891-1415
 桜島藤野町1439
 TEL 293-2345
 FAX 293-3744

東桜島合同庁舎
 〒891-1543
 東桜島町863-1
 TEL 221-2111
 FAX 221-2113

三親等内の親族図



注1. ご本人欄が今回亡くなられた方となります

注2. 来庁されて、お手続きをされる方の続柄の参考にお使いください

注3. 続柄の数字は、一親等から三親等までの血族(①~③)と姻族(①~③)を表示しています

注4. 太枠で囲っている方が直系の親族になります

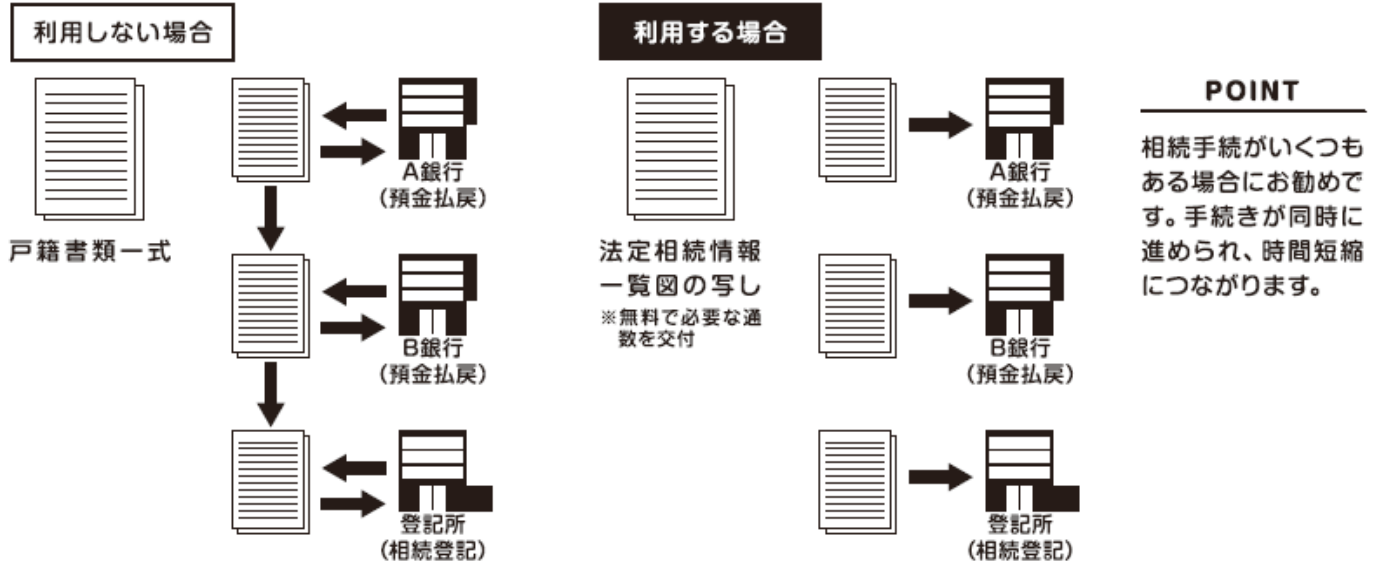
あなたの手続きを応援します！

法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、
各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。
この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。※1

※1相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度



制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本等を返却します。



③ 利用

各種相続手続にお使いください。



POINT

戸籍の収集や一覧図の作成等の手続は専門家※2に依頼することも可能です。

※2弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

法定相続情報証明制度に関する詳しい手続は

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

ご遺族メモ／故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

死亡に伴うお手続きに関してよくある質問

Q：死亡届は提出したので、市役所での手続きはしなくてもよいですか？

A：多くの場合、お手続きが必要となります。（詳細は3ページ以降をご覧ください）

＜主なもの＞

健康保険：国民健康保険に加入していた方は、葬祭費等のお手続きがあります。

後期高齢者医療保険に加入していた方は、葬祭費等のお手続きがあります。

ご遺族が、社会保険から国民健康保険に切り替える方は、加入手続きが必要です。

介護保険：65歳以上の方は、お手続きが必要です。

介護サービスの利用がなくても介護保険料関係のお手続きがあります。

年金関係：死亡した年金受給者や被保険者の状況により、遺族が年金などを請求できる場合があります。60歳未満の方は、配偶者が死亡したことにより、国民年金の種別変更の届が必要な場合があります。

税金関係：亡くなった方の固定資産（土地、家屋）などの所有状況や課税状況などにより、お手続きが必要な場合があります。

その他：死亡に伴うお手続き一覧をご覧ください、不明な点はお問い合わせください。

Q：国民年金・厚生年金はどこへ問い合わせをすればよいですか？

A：まずは、お手続きの内容と必要書類の確認のため、亡くなった方の年金証書等をご準備のうえ、年金事務所にお電話でご連絡ください。

市役所国民年金担当窓口でもお手続きに必要な書類のご案内や、お手続きのお取次ぎができる場合があります。8ページをご確認のうえ、おくやみコーナーまたは国民年金担当へお立ち寄りください。

・鹿児島北年金事務所 099-225-5311

・鹿児島南年金事務所 099-251-3111

Q：おくやみコーナーを利用するにはどうすればいいですか？

A：おくやみコーナーは事前予約制となっております。連絡先（099-216-1397）にお問い合わせください。また、来庁される日の3開庁日前から予約することができます。

Q：おくやみコーナーでの利用時間はどの程度ですか？

A：おくやみコーナーでの利用時間は30分～40分程度を想定しています。その後、各窓口でのお手続きを行っていただく場合もあり、すべての手続きが完了するまでの所要時間は必要な手続きにより変動します。

Q：おくやみコーナーの受付時間を教えてください

A：おくやみコーナーの受付時間は平日（月～金）の午前8時50分から午後4時までとなっております。 ※祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く

Q：おくやみコーナーの予約をしましたが、交通渋滞等の都合で予約時間に間に合いません。
どうすれば良いですか？

A：まずは遅れることが分かった段階で、できるだけ早く連絡先（099-216-1397）へお電話ください。

少しの遅れであれば予約時間の枠内で受け付けてさせていただきます。

ご連絡なく15分以上遅れた場合は、次の方を優先させていただくことがあります。

当日の時間変更・キャンセルについてもおくやみコーナーへお電話ください。

Q：各支所も予約をすることができますか？

A：できません。各課で手続きを行いますので、お待ちいただく場合があります。

メモ

空き家等の適正管理について

空き家等は、財産権や所有権に基づき、所有者等が適切に管理することが原則です。
空き家等を放置した場合、周辺地域に悪影響を及ぼすおそれがあることから、適切な管理をお願いします。

【問い合わせ先：建築指導課 099-216-1358】

大切な方を亡くされた時、遺された方は色々な感情を抱き、こころやからだに様々な変化が現れることがあります。

それは、誰にでも起こり得る自然な反応です。どうぞ一人で悩まずにご相談ください。

【問い合わせ先：保健支援課 099-803-6929】



令和4年6月6日改訂

鹿児島市市民文化部市民課

連絡先：099-216-1397